| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る海外投資保険の取扱いについて  平成21年１月29日　09－制度－00001  沿革　　　　平成21年３月４日　一部改正  　海外投資のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係るものに対する海外投資保険については、下記のとおり取り扱う。  記  保険契約者は、別紙に掲げるものに該当する海外投資に係る海外投資保険の申込みの際に、保険金額を保険価額に100分の100を乗じた金額とすること及び海外投資（株式等）保険約款第３条第１項ならびに同条第３項中又は海外投資（不動産等）保険約款第３条第１項ならびに同条第２項中「100分の95」とあるのを「100分の100」とすることを希望するときは、別紙に掲げるものに該当する海外投資であることを証する書類を添付して申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の地球環境保険特約を付すものとする。  １．海外投資（株式等）保険に付す特約  「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約  （保険金額）  第１条　保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。  （てん補責任額）  第２条　海外投資（株式等）保険約款第３条第１項及び同条第３項中「100分の95」とあるのは、「100分の100」とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」  ２．海外投資（不動産等）保険に付す特約  「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約  （保険金額）  第１条　保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。  （てん補責任額）  第２条　海外投資（不動産等）保険約款第３条第１項及び同条第２項中「100分の95」とあるのは、「100分の100」とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　」  附　則  この規程は、平成２１年１月３０日から実施する。  附　則  この改正は、平成２１年３月６日から実施する。  別紙  地球環境保険特約の対象となる海外投資   1. 省エネルギー事業（エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる次の設備・機器の導入を主たる内容とする事業をいう。）に係る海外投資   高効率石炭火力発電（超々臨界圧発電（ＵＳＣ））設備、高効率変圧器、高効率複合工作機械、高性能機械組立設備、高効率工業炉、高性能工業炉、天然ガス利用工業炉、石油ガスコジェネレーション設備、コンバインドサイクル発電設備、熱供給型動力発生装置、高効率空調設備、高効率型電動熱源機、高効率給湯設備、低燃費・低騒音小型旅客機、ハイブリッド自動車、排熱回収設備、高炉省エネ設備、高効率セメント生産設備  ２．新エネルギー事業（太陽光発電事業、太陽熱利用事業、風力発電事業、バイオマス発電・熱利用・燃料製造事業、廃棄物発電・熱利用・燃料製造事業、燃料電池事業、天然ガスコジェネレーション事業、クリーンエネルギー自動車に係る事業、水力発電事業、地熱発電事業をいう。）に係る海外投資  ３．原子力発電事業に係る海外投資  ４．ウラン開発事業に係る海外投資  ５．植林事業に係る海外投資  ６．ＣＤＭ（クリーン開発メカニズム）事業及びＪＩ（共同実施）事業（いずれも当該事業として日本政府に申請されたものに限る。）に係る海外投資  ７．ＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）事業に係る海外投資 | 温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る海外投資保険の取扱いについて  平成21年１月29日　09－制度－00001  　海外投資のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係るものに対する海外投資保険については、下記のとおり取り扱う。  記  保険契約者は、別紙に掲げるものに該当する海外投資に係る海外投資保険の申込みの際に、保険金額を保険価額に100分の100を乗じた金額とすること及び海外投資（株式等）保険約款第３条第１項ならびに同条第３項中又は海外投資（不動産等）保険約款第３条第１項ならびに同条第２項中「100分の95」とあるのを「100分の100」とすることを希望するときは、別紙に掲げるものに該当する海外投資であることを証する書類を添付して申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の地球環境保険特約を付すものとする。  １．海外投資（株式等）保険に付す特約  「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約  （保険金額）  第１条　保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。  （てん補責任額）  第２条　海外投資（株式等）保険約款第３条第１項及び同条第３項中「100分の95」とあるのは、「100分の100」とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」  ２．海外投資（不動産等）保険に付す特約  「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約  （保険金額）  第１条　保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額とする。  （てん補責任額）  第２条　海外投資（不動産等）保険約款第３条第１項及び同条第２項中「100分の95」とあるのは、「100分の100」とする。　　　　　　　　　　　　　　　　　」  附　則  この規程は、平成２１年１月３０日から実施する。  別紙  地球環境保険特約の対象となる海外投資   1. 省エネルギー事業（エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる次の設備・機器の導入を主たる内容とする事業をいう。）に係る海外投資   高効率石炭火力発電（超々臨界圧発電（ＵＳＣ））設備、高効率変圧器、高効率複合工作機械、高性能機械組立設備、高効率工業炉、高性能工業炉、天然ガス利用工業炉、石油ガスコジェネレーション設備、コンバインドサイクル発電設備、熱供給型動力発生装置、高効率空調設備、高効率型電動熱源機、高効率給湯設備、低燃費・低騒音小型旅客機、ハイブリッド自動車、排熱回収設備、高炉省エネ設備、高効率セメント生産設備  ２．新エネルギー事業（太陽光発電事業、太陽熱利用事業、風力発電事業、バイオマス発電・熱利用・燃料製造事業、廃棄物発電・熱利用・燃料製造事業、燃料電池事業、天然ガスコジェネレーション事業、クリーンエネルギー自動車に係る事業、水力発電事業、地熱発電事業をいう。）に係る海外投資  ３．原子力発電事業に係る海外投資  ４．ウラン開発事業に係る海外投資  ５．植林事業に係る海外投資  ６．ＣＤＭ（クリーン開発メカニズム）事業に係る海外投資  ７．ＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）事業に係る海外投資 |  |